

新城市森林整備計画変更計画書

計画期間（自 2023年4月 1日
至 2033年3月31日）

（2024年3月26日変更）

愛知県
新城市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
2	公益的機能別施業森林の主伐の実施基準について	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
2	森林の経営の受委託等による経営の規模の拡大を促進するための方策	19
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	19
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	19
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	20

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	20
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項		
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	21
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	21
3	作業路網の整備に関する事項	22
第8 その他必要な事項		
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	24
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	24
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	25
Ⅲ 森林の保護に関する事項		
第1 鳥獣害の防止に関する事項		
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	26
2	その他必要な事項	26
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項		
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	28
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	28
3	林野火災の予防の方法	28
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	28
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項		
1	保健機能森林の区域	29
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	29
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	29
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項		
1	森林経営計画の作成に関する事項	30
2	生活環境の整備に関する事項	30
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	30
4	森林の総合利用の推進に関する事項	32
5	住民参加による森林の整備に関する事項	32
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	34
7	その他必要な事項	34

別表1 公益的機能別施業森林等の所在及び面積等

別表2 基幹路網の整備計画

別表3 鳥獣害防止森林区域

別表4 計画区域等

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は愛知県の東部の三河山間地域に位置し、市域(49,923 ha)の約83%を占める41,412 ha(出典:2021年度愛知県林業統計書)の森林は東三河一帯の水源地の役割を担っている。

本市の森林は、古くから人工造林が進み、三河地域林業の一翼を担ってきた。中でも戦後や高度経済成長期に植栽されたスギ、ヒノキなどの人工林は大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えている。

一方、本市内の1ha以上の森林所有者の内訳は、約57%を1～3haの小規模林家が占めているほか、1ha未満の森林所有者も一定割合存在する。それら森林所有者の市外への転出、高齢化及び世代交代に加え、近年の木材価格の低迷による林業の採算性の悪化により、森林の所有が森林の管理に結びつかないことが森林管理上の支障となっており、管理の行き届かない手入れ不足の森林や放置されたままの森林が増加している。

適切な森林管理が行われなくなると、本来森林の有している、水源のかん養等の多面的な機能が十分に発揮されなくなり、森林のみならず下流域へも多大な影響が及ぶこととなる。

このような現状を鑑み、地域の実情に則した森林整備を推進するため、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)に基づき、東三河地域森林計画及び、本市の森づくり基本条例や第2次森づくり基本計画(令和3年3月策定)も踏まえ、新城市森林整備計画を策定する。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市における森林整備は「豊かな森林環境、森林資源を次世代に継承し、住み良い地域をつくる」ことを基本理念として掲げ、「育成と共生 しんしろ“未来の森”づくり～森を育て、人が育ち、森と共に暮らす～」ことを将来像とし、以下のとおり目標を設定する。

① 公益的機能が持続的に発揮される森づくり

公益的機能が持続的に発揮される豊かな森づくりにあたり、本市の森林面積の7割を占める人工林の健全化を図るとともに、広葉樹林・針広混交林の創出による樹種構成の多様化を図る。

人工林の健全化にあたっては、「所有者の山林の境界を明確にする」、「小規模の森林が多いため集約化を図る」、その際には「標準伐期齢に達しているエリアで優先的に行う」、「集約化計画を立て、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用して間伐を行う」など、計画的・戦略的に推進する。

② 森林資源の循環利用を促進する社会づくり

地域材の利用や森林資源のエネルギー利用の拡大を図るとともに、新たな木材需要を創出し、「適材適所で使う」を実現することで、森林資源の循環利用を促進する。

③ 森づくりと一体となった地域づくり

豊川流域圏における様々な主体との連携や、観光や教育などの異分野との交流、また、名古屋圏や首都圏、関西圏をターゲットとした、森づくりを通じた交流人口・関係人口の拡大を推進する。森づくりと一体となって、豊かで住み良い地域づくりを進める。

④ 森づくりを担う人づくり

子どもたちに森林や木とのふれあいの場・機会を提供する木育等の取組を推進すること

で、森林や森づくりへの関心や意欲を高め、市民参画の拡充や、未来の森づくりの担い手育成に取り組む。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用と合わせ、花粉発生源対策を加速化し、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林 GIS の効果的な活用を図る。

森林の有する水源かん養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>災害に強い土地を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止・土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業</p>

	や適切な保育・間伐等を推進する。
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

東三河流域森林・林業活性化協議会の方針に基づき、森林所有者、中部森林管理局愛知森林管理事務所、愛知県、新城森林組合、市、等で相互に連絡を密に行う。これにより、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通、加工体制の整備等、長期展望にたった林業諸施策を総合的かつ計画的に実施する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し下表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
市内全域	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

(1) 伐採について

<主伐の種別>

主伐	皆伐	主伐のうち、森林を構成する立木の一定のまとまりを全て伐採するものとする。
	択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)の伐採とする。

(2) 伐採の方法

<皆伐の場合>

気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の公益的機能の確保が出来るよう伐採跡地が連続することがないように留意する。

* 適切な伐採区域の形状

* 1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置

* 伐採面積の規模に応じて、おおむね20haごとに保残帯を設けるなどに配慮して行う。

また、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえた集材方法に留意する。

<択伐の場合>

森林の有する機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持することに注意し、適切な伐採率によって行う。

＜育成単層林の場合＞

自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

＜育成複層林の場合＞

複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、次の項目に留意して行う。

- (a) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し回数により実施する。
- (b) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

＜天然生林施業の場合＞

漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。

(3) 主伐の時期

木材生産機能を重視する場合については、下記のとおりとする。

その他の場合は、地域の森林構成等を踏まえ公益的機能の維持・発揮に配慮し、伐期の長期化等を図る。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の目安(年)
	生産目標	期待径級(cm)	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作、梁、桁、板材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのこ原木	10	20

3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行う。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨とし、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意して、気候、地形、土壌等の自然条件等に適した樹種を選定することとし、次表のとおりとする。

土壌条件等によっては、肥料木などの導入も配慮する。品種は、系統の明らかなものの中から、既往実績等を勘案して選定する。

人工造林の対象樹種

針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	クヌギ、ヤマグリ、コナラ等有用広葉樹

また、成長の早いエリートツリーや少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の選定に努めるとともに、それらの苗木の増加に努める。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は森林課とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、育成単層林の場合の仕立ての方法別の、1haあたりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)
スギ	密仕立て	5,000
	中仕立て	3,500
	疎仕立て	2,500
ヒノキ	密仕立て	5,000
	中仕立て	3,500
	疎仕立て	2,500
マツ類	密仕立て	4,500
	中仕立て	3,000
広葉樹	密仕立て	4,500
	中仕立て	3,000

なお、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

また、標準的な植栽本数の範囲外で植栽しようとする場合は、「東三河地域森林計画」等を参考とし、県の林業普及指導員又は森林課とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵え	植栽の支障となる樹木及び下草は、全部を伐倒又は刈り払いを行い、また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が、林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。 なお、寒風害等のおそれのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。
植栽	生産目的に応じて、植栽地の自然条件及び既往の造林方法等に適した健全な苗木を、適期(通常は、春)に植え付ける。 なお、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績を考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。 また、コンテナ苗の活用や伐採と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を検討する。
低コスト造林	1,000～2,000 本/ha の疎植を行う場合は、チューブや筒状ネット、防護柵等による獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を行う。
獣害対策	ニホンジカ等による食害等が確認された場合、又は生息密度が高く被害のおそれがある場合は、必要に応じて追加の獣害対策を講じる。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、Ⅱの第2の3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図る。

また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林においても同様とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の育成状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる

森林において行うとともに、次項の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図る。

(1) 天然更新の対象樹種

針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類(※現実に更新されてきた事実がある森林に限る)
広葉樹	カシ、ナラ、ホオノキ、クスノキ、サクラ、カエデ類、シデ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	カシ、ナラ、ホオノキ、クスノキ、カエデ類、シデ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈以上のものに限る。)を更新する。

樹種	期待成立本数
針葉樹及び広葉樹	10,000本/ha

樹高は50cm以上とする。

イ その他天然更新の確認方法

天然更新の完了基準

更新完了の判断基準	<p>(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5メートル以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。</p> <p>(2) 更新が完了した状態では、前表で示す期待成立本数に10分の3を乗じた本数を確保する。</p> <p>(3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。</p>
-----------	---

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。

植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき等	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う。

(3) 天然更新の完了を確認する方法

天然更新の完了を確認する方法は、下記のとおりとする。

a 伐採後概ね5年を経過した時点で更新調査を実施し、(2)のイに定める天然更新完了基準を満たしている場合に完了したものとする。

b 更新調査の方法は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定する。1調査区の大きさは、2m×10mの帯状とし、その中に2m×2mの5プロットを設定する。ただし、対象地の更新樹種の発生状況がほぼ均一と判断される場合には調査区を適宜減ずることができる。

(4) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、Ⅱの第2の2の(2)イに定める「天然更新の完了基準」を満たしている場合に完了したものとする。ただし、その時点で期待成立本数の10分の3を下回るものについて、その後2年以内に植栽により10分の3以上となるようにする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、次のとおりとする。

①人工林

原則すべての人工林とする。ただし、伐採方法が皆伐でない場合、伐採後の天然更新が確実に見込まれる場合、伐採規模が小面積(1ha未満)の場合、長期的に天然林へ誘導していくことが見込まれる場合等は、この限りでない。

②天然林

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などによる被害の発生状況、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等の観点から、天然更新が期待できない森林とする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

人工造林の対象樹種

針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	クスギ、ヤマグリ、コナラ等有用広葉樹

イ 天然更新の場合

天然更新の対象樹種

適地適木を旨とし、自然条件、周辺環境等を勘案し、更新木として主林木となることが期待される、以下に掲げる高木性の樹種を原則とする。

針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類(※現実に更新されてきた事実がある森林に限る)
広葉樹	カシ、ナラ、ホオノキ、クスノキ、サクラ、カエデ類、シデ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	カシ、ナラ、ホオノキ、クスノキ、カエデ類、シデ等

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。

当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000本/ha以上の本数を成立させる。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るものとし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表を標準とする。

なお、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが認められる範囲内で行うものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)			標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目 以降		
スギ	密仕立て	5,000	16	22	29	間伐率は、材積で35%以内とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	
	中仕立て	3,500	16	24	—		
	疎仕立て	2,500	16	24	—		
ヒノキ	密仕立て	5,000	16	22	29		
	中仕立て	3,500	16	24	—		
	疎仕立て	2,500	16	24	—		

標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐の実施の時期については、上記の標準的な林齢とするほか、平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の場合は10年、標準伐期齢以上の場合は15年とする。

効率的な作業実施上、必要に応じて列状伐採の実施も考慮する。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

(1) 育成単層林施業

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な 林齢及び回数											標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	16		
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1	1					植栽木が下草から抜け出る間に行う。実施時期は6月から7月頃を目安とする。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1						
つる切	スギ										1	1	下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6月から7月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1	1		

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な 林齢及び回数											標準的な方法	備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	16			
除伐	スギ										1	1	造林木の成長を阻害したり、 阻害が予想される侵入木や形 質不良木を除去する。侵入した 広葉樹については、土壌の維 持や改善、景観の向上等を図 るため、形質の良好なものの保 存を考慮する。 実施時期は、6月から8月頃を 目安とする。		
	ヒノキ										1	1			
枝打ち	スギ										1	1	1	病虫害の発生を予防するとと もに、材の完満度を高め、優良 材を得るために行う。 実施時期は樹木の成長休止期 の11月から3月頃とする。	
	ヒノキ										1	1	1		

※地形、傾斜、自然条件等により下刈り回数を5回未満にすることも可能。

(2) 育成複層林施業の保育

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、生育状況等に応じて、上層木の伐採及び枝打ちを行う。

(3) 天然林

主として、天然力を活用して成林を期待する。

3 その他必要な事項

森林の生育に適した森林で、効率的な森林施業を図る観点から木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における間伐及び保育については、造材に向けて木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効果的な整備を推進し、搬出を見据えた間伐保育を行っていく。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策	ゾーニングとゾーニングの判断基準
水源かん養機能	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>	<p>ゾーニング名 水源かん養機能維持増進森林</p> <p>判断基準 (林班内が100%該当の場合) *保安林(水源かん養・干害) *ダム上流</p>
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<p>災害に強い地盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、立地条件に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、荒廃山地及び溪流の復旧又はそれを未然に防止する必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p>	<p>ゾーニング名 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林</p> <p>判断基準 (林班内が100%該当の場合) *保安林(土流・土崩・なだれ・落石) *砂防指定地</p>

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策	ゾーニングとゾーニングの判断基準
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。</p>	<p>ゾーニング名 快適環境形成機能維持増進森林 (新城市は該当なし)</p> <p>判断基準 (林班内が100%該当の場合) * 保安林(飛砂・潮害・風害・雪害・霧害)</p>
保健・レクリエーション機能	<p>市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林指定やその適切な管理を推進する。</p>	<p>ゾーニング名 保健文化機能維持増進森林</p> <p>判断基準 (林班内が100%該当の場合) * 保安林(保健・風致) * 国定公園(特別保護地区・第1種2種特別地域) * 県立自然公園(第1種2種特別地域)</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>	<p>* 鳥獣保護区(特別保護地区)</p>

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策	ゾーニングとゾーニングの判断基準
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮する。</p>	<p>ゾーニング名 保健文化機能維持増進森林</p> <p>判断基準 (林班内が100%該当の場合) * 保安林(保健・風致) * 国定公園(特別保護地区・第1種第2種特別地域) * 県立自然公園(第1種第2種特別地域) * 鳥獣保護区(特別保護地区)</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>木材等の林産物を維持的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p> <p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意する。なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林の伐採後は、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。</p>	<p>ゾーニング名 木材等生産機能維持増進森林</p> <p>判断基準 * 林班内の標準伐期齢以上の森林面積占有率が1/2以上 * 林班内の標準伐期齢以上の森林の総当たり平均蓄積量が400 m³/ha以上(スギ、ヒノキの合計) * 森林経営計画の有無 * 森林所有者の施業方針が木材生産となっている(県有林など)</p>

2 公益的機能別施業森林の主伐の実施基準について

実施基準	施業地の条件
伐期を延長する。 標準伐期に加え、10年間以上の期間は主伐を行わない。 皆伐は20ha 以下で行う。	水源かん養機能維持増進森林に指定された林班。
長伐期施業をする。 標準伐期齢×2倍の期間は主伐を行わない。 皆伐は20ha 以下で行う。	山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能、保健文化機能のいずれかの機能の維持増進森林に指定された林班。
標準伐期以上で施業をする。 複層林施業を行い、伐採率は70%以下で行う。 水源かん養機能と重複する場合は、標準伐期に加え、10年間以上の期間は主伐を行わない。 皆伐は20ha 以下で行う。	山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能、保健文化機能のいずれかの機能の維持増進森林に指定された林班のうち、適切な伐区の形状、配置などを行っても機能の確保が可能でない場合。
標準伐期以上で施業をする。 複層林施業を行い、伐採方法は択伐のみとし伐採率は50%以下で行う。 水源かん養機能と重複する場合は、標準伐期に加え、10年間以上の期間は主伐を行わない。 皆伐は20ha 以下で行う。	山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能、保健文化機能のいずれかの機能の維持増進森林に指定された林班のうち、特に機能の発揮が重要であると求められる場合。
特定の樹種の広葉樹を育成する施業を行う必要ものとする。	保健文化機能維持増進森林に指定された林班のうち、風致の優れた森林の維持をする場合や造成をする場合。

※保安林の場合、指定施業要件を準拠する。

※他法令による制約の方が大きい場合はそちらを優先する。

※指定地の林班番号及び面積等は別表1のとおり。

※施業地の条件が複数重なった場合は、制約が大きい方の実施基準を適用する。

樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
市内全域	40年	45年	40年	40年	20年

伐期を延長すべき森林の樹種別の伐期齢の下限

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
市内全域	50年	55年	50年	50年	30年

長伐期施業を推進すべき森林の樹種別の伐期齢の下限

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
市内全域	80年	90年	80年	80年	40年

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の意向、森林組合等林業経営体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林の経営の受委託の一層の推進を図る。特に不在村森林所有者には、相談会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を図る。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画における経営の受託にあたっては、森林の育成権が委ねられているものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度を活用していく。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業を計画的かつ集中的に行うために、愛知県、市、新城森林組合が森林所有者等へ森林整備事業の情報提供を行うなど積極的に働きかけ、共同化への理解を進め施業の共同化を促す。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を共同で実施するため、市及び森林組合、林業経営体による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結を促進する。

なお、施業実施協定における具体的な施業は、森林経営計画により計画的な実施を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)全員により各年度の当初などに年次別の詳細な実施計画を作成して代表者などによる実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業経営体などへの共同委託により実施する。

(2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施する。

(3) 共同施業実施者が施業などの共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務などを明らかにする。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網については、林内路網の根幹をなし、山村地域の道路網を補完する「林道」、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて間伐作業を始めとする森林施業の用に供する「林業専用道」、更に間伐を始めとする森林整備、木材の集材・搬出を行うために継続的に用いられる「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、循環型林業の推進に向けた主伐と植栽、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

なお、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を次表のとおり定める。

単位:m/ha

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	110以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	85以上
	架線系作業システム	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60(50)以上
	架線系作業システム	20(15)以上
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5以上

注1:「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。スイングヤードやタワーヤード等を活用する。

注2:「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル等を活用する。

注3:「急傾斜地」の()書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

区域は次表のとおりとする。

計画期間内に路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

路網整備等 推進林班	面積 (ha)	路線名	開設予定 延長(km)	備考
3116	8	杜鵑沢2号線	0.9	
3116	3	杜鵑沢3号線	0.5	
2300	25	浅間1号線 浅間2号線 浅間3号線 浅間4号線 浅間5号線	1.0 0.08 0.4 0.1 0.4	
2336	17	城山1号線 城山2号線	0.4 0.4	
2005	6	布里5林班線	0.5	
3073	1	小太郎号線	0.5	
3077	21	カナクソ線	0.2	
3151	18	路線名なし	1.4	
3155	42	小金沢線1号 小金沢線2号	0.8 0.2	
3165	14	路線名なし	1.4	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係わる留意点

林道の作設にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、愛知県林業専用道作設指針(平成23年4月1日付け23森保第207号愛知県農林水産部長通知)に則し開設する。

イ 基幹路網の整備計画

林道等の整備にあたっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応への視点を踏まえて整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。具体的な計

画については、別表2のとおり。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道については、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)を基本として愛知県森林作業道作設指針(平成23年4月1日付け23森保第294号愛知県農林水産部長通知)に基づき開設する。

イ 細部路網の維持に関する事項

森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適切に管理する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業経営体の体質強化

森林組合等経営体を育成するため、森林施業の受委託等により地域が一体となって事業量の安定的確保に努めるとともに、雇用の安定化、経営の合理化、多角化、事業の協同化、ICTを活用した生産管理手法の導入などを通じて組織・経営基盤の強化を長期的展望のもとに推進することにより、林業経営体の体質強化を図る。

(2) 林業従事者の養成・確保

新規参入の促進を図るとともに、雇用管理体制の整備、通年雇用体制の確立、社会保険制度への加入等就労条件の改善、高性能林業機械の導入等による労働強度の軽減を図ることなどにより、雇用の長期化・安定化を進める。また、林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保、女性等の活躍・定着に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業における安全性の確保、生産性の向上及び生産コストの低減を図るため、次のことを推進する。

(1) 森林組合を始めとした林業経営体におけるスイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械の導入

(2) 森林組合を中心とした森林施業の機械化を推進

(3) 高性能林業機械のオペレーター育成のため、(公財)愛知県林業振興基金や愛知県森林・林業技術センター等が実施する技術研修会等への積極的参加を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図る。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

	作業の種類	現状	将来
伐倒	緩傾斜地	チェーンソー	ハーベスタ
	中急傾斜地	チェーンソー	ハーベスタ
	急峻地	チェーンソー	チェーンソー
造材	緩傾斜地	チェーンソー・プロセッサ	プロセッサ
	中急傾斜地	チェーンソー・プロセッサ	プロセッサ
	急峻地	チェーンソー・プロセッサ	プロセッサ
集材	緩傾斜地	小型集材機・スイングヤーダ・ フォワーダ・ラジキャリア	グラップル
	中急傾斜地	小型集材機・スイングヤーダ・ フォワーダ・ラジキャリア	グラップル・ウインチ スイングヤーダ
	急峻地	小型集材機・スイングヤーダ・ フォワーダ・ラジキャリア	グラップル・ウインチ タワーヤーダ・スイングヤーダ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

森林所有者、森林組合等林業経営体、木材流通業者、木材加工業者、工務店等需要者の相互の情報交換や連携の強化などにより、素材生産の促進や流通・加工の合理化の体制整備を推進する。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の状況

施設の種類	現状		備考
	位置	事業内容等	
製材所	市内各所	19箇所	
三河材流通加工事業協同組合	富岡	1箇所 原木市場・製材 プレカット工場	
愛知東農協菌床センターつくで	作手白鳥	菌床生産販売	

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象とする鳥獣はニホンジカとし、区域の設定は、ニホンジカによる森林被害の状況を全国共通のデータとして把握できる「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果及び「新城市特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)実施計画」の重点管理エリアを基に、鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

伐採後の的確な更新及び植栽木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、森林所有者等の巡視等による現地の被害状況の確認のほか、防護柵やチューブ、筒状ネット、忌避剤等、植栽木の保護措置を実施するものとし、防護柵等については、新設・既設を問わず維持管理・改良等を適切に行いながら被害防止効果の発揮に努めることとする。

ただし、わな捕獲や銃器による捕獲等、効果的な個体群管理の対策が実施できる場合においては、植栽木の保護措置に代えることができる。

ニホンジカによる森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、関係行政機関、森林組合等林業経営体及び森林所有者等と連携した対策を推進する。

2 その他必要な事項

野生鳥獣による枝葉の食害および皮の被害等は、林家の経営意欲を減退させるとともに、森林の有する公益的機能への影響も懸念されることから、既存の獣害対策を強化することに加え、地区ごとに効果的な対策を検討していく必要がある。

ニホンジカ等による食害については、愛知県を始め市、猟友会、森林組合、地域住民、狩猟者等が連携して対策に取り組んでおり、過去4年間の捕獲数は以下の表のとおりである。

ニホンジカ捕獲数

(単位:頭)

年度	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度 (見込み)		R5年度 (目標)	
	狩猟	個体数 調整	狩猟	個体数 調整	狩猟	個体数 調整	狩猟	個体数 調整	狩猟	個体数 調整
重点管理 エリア (新城市全域)	215	834	236	1,072	275	1,178	390	1,400	100	1,500

市では毎年ニホンジカ等の3獣について「特定鳥獣保護管理計画実施計画」を、また、近隣市町村と協同して「新城・北設広域鳥獣被害防止計画」を策定し被害の防止に計画的に取り組んでいる。

これら計画に基づき、関係者が連携し合い被害状況、捕獲状況、生息状況の情報を収集し、わなや銃などでの捕獲、ニホンジカが人工物を食しないようにするための環境管理や防除策の実施、生息環境そのものを整備する事業の実施を行っている。

野生生物による森林被害に対し、愛知県、本市、猟友会等の連携によるニホンジカの捕獲を実施する。造林地ではニホンジカ等の食害の発生が予見されることから、早期発見による防除対策のほか、低コスト造林の導入を検討していく。

最後に、ニホンジカの被害対策の実施状況の確認は、各種会議の場等を通じて情報を収集するとともに、必要に応じて現地調査や森林所有者等から報告を求めること等により行う。なお、ニホンジカの被害対策が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を行い被害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害による被害については、その早期発見及び早期駆除に努め、かつ、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

特に、松くい虫の防除については、森林病虫害等防除法に基づき、地上散布、樹幹注入、特別伐倒駆除(破砕又は焼却)等の対策により、被害の早急な終息をめざす。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについても必要が生じた場合等について、被害木の焼却や薬剤処理等により、被害の拡大防止及び防除に努める。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、愛知県、市、新城森林組合、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力し、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

3 林野火災の予防の方法

以下の対策を推進する。

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

(2) 林野パトロールの実施

(3) 森林経営計画による防火施設(防火線、防火樹帯、防火道、防火用水)の整備

(4) 路網の整備

(5) 防火用水の整備

(6) 予防機材等の整備

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

新城市の森林又は森林の周囲1kmの範囲内にある土地における火入れに関し、法第21条の許可の手続その他必要な事項を定めた新城市火入れに関する条例(平成17年条例第151号)に基づいて火入れを実施する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林とは、森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)で「公衆の保健の用に供することが相当と認められる森林につき保健機能の増進を図るための特別措置を講ずることにより、森林資源の総合的な利用を促進し、もって林業地域の振興と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。」と定められたもので、新都市には該当区域はない。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため択伐による施業(特定広葉樹の育成を行う施業等)の非皆伐施業を原則とする。

なお、望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項については、次表のとおりとする。

造林、保育、伐採その他施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林	天然更新とする、更新が困難な場合は、広葉樹植栽をする。
保育	下刈り、つる切り、除伐などを適切に実施する。
伐採	非皆伐施業、択伐とする。
その他	他法令により、制限を受けている森林については、法令に定める方法による。

立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高
広葉樹	15m

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 計画内容について

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画する。

ア IIの第2の3の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」における主伐後の植栽

イ IIの第4の「公益的機能別施業森林等に関する事項」の施業方法

ウ IIの第5の3の「森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」に掲げる留意事項

エ IIIの「森林の保護に関する事項」に掲げる森林の保護

なお、森林経営管理制度に係る経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営体は当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

(2) 森林法施行規則第33号第1号口の規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域について別表4のとおり定める。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

(1) 移住定住の促進に関する施策

① 移住定住促進事業との連携

移住支援金支給等の市の移住支援事業と連携し、林業、木材加工業への雇用促進を図る。

② 観光事業との相乗効果の創出・都市と山村の交流促進

既存観光事業に対して、市内の森林利用について検討し、観光コンテンツの充実化、森林の潜在機能の発揮につなげる。また、通過型の観光だけでなく、森林体験活動やグリーンツーリズム等の滞在体験型観光を積極的に推進することで、森林の環境や山村の暮らしに対する理解と関心を高める。

(2) 森林の産業活用の促進に関する施策

① 特用林産物の生産振興

シイタケ、タケノコ、木炭などの特用林産物について、生産コスト低減を含めた技術の向上を図るとともに、普及宣伝により産地化を推進する。

また、山菜類(ワラビ、ゼンマイ、ワサビ、コシアブラなど)、花木類(センリョウ、サカキなど)等の特用林産物の生産振興など、特用林産物の活用に取り組む。

②特産物の加工・販売促進

観光・余暇活動として訪れる都市住民等の嗜好・需要に合わせた地域づくりの拠点として、市内には数多くの農林水産物直売所があり、特に「道の駅つくで手作り村」「道の駅もつくる新城」は地元産材を利用して整備されている。

これらの既存施設を核として、地域資源である農林産物の開発や特産物の販売振興を図っていく。

③木質バイオマスの活用検討

森林などの豊かな地域資源を最大限活用した地産地消のエネルギーシステムとして、木質バイオマスの活用検討に取り組む。

(3) 公益的機能の発揮に関する施策

①保健休養の推進

休養、散策、森林とのふれあい等、森林空間において保健休養の場として利用されている森林については、さらなる森林の質の向上と入りやすい森づくりに取り組んでいく。

②森林を活用したレクリエーションやアウトドアスポーツの推進

市内に存在する「愛知県民の森」をはじめとした森林資源を活用し、森林浴や森林ツーリズムなど、森林をフィールドとしたレクリエーション活動を増やし、市民の健康と福祉の増進を目指す。

また、若者を中心とした流入・交流人口の増加や雇用促進などによる山村地域の活性化、フィールドとしての林道や森林整備の促進の効果が期待されることから、トレイルランニング、オリエンテーリング、パラグライダー、ロッククライミング、ラリー、マウンテンバイクなど、多様なアウトドアスポーツの振興に取り組んでいく。

③天然林の利用

森林景観や豊かな生態系を育む森林は、自然の遷移に任せることで遷移極相林とし、生物多様性や地球環境保全、土砂流出防止、水源かん養などの公益的機能の保全に努める。

森林空間を森林浴、オリエンテーリング、ハイキング、キャンプなどのアウトドアスポーツやレクリエーションの利用フィールドとして活用する天然林については、遷移に任せるだけでなく利用目的に適合する森林形態となるよう、利用林への転換を促進する。

④森林文化の継承活動への支援

かつて農山村の人々は木材生産を生業とする生活の中で、薪炭材や落葉堆肥などの森林資源を利用することによって森林の整備を行い、利用に関わる技術や知識をごく自然に育み蓄積してきた。

この森林文化に対して、理解と関心を深めることが求められているため、農林産業の体験

施設である「新城市学童農園山びこの丘」や「愛知県民の森」、「道の駅つくで手作り村」などにおける展示、各種林業体験や木工工作体験を通じた施設の利用促進を図り、また、森林NPOや森林ボランティアとの協働による森林・林業の体験活動の促進に取り組んでいく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の状況等

施設の種類	現状(参考)		計画	
	位置	規模	位置	規模
いこいの森	庭野	遊歩道・林間広場 155ha	—	—
五葉の森	富岡	78.06ha	—	—
愛知県民の森	門谷	宿泊施設 4,064㎡ 森林学習館 400㎡ キャンプ場 3ha 園地等 31,720㎡ ハイキングコース 30km	—	—
創造の森	作手高里	7.00ha	—	—
亀山城址	作手清岳	4.35ha	—	—
文殊山	作手清岳	58.63ha	—	—
鬼久保	作手白鳥	48.49ha	—	—

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

①森林ボランティア活動の推進

市有林を森林活動のフィールドとして提供し、市と森林ボランティアとが協働した取り組みを推進する。

②企業・団体の森づくり活動の促進

企業等が社員教育やCSR（企業の社会的責任）の一環として市内の森林保全に取り組む場合に、必要な情報の提供を行う。また、フィールドの提供や活動計画の作成を支援し、活動時の助言を行う。

③木育活動・森林を生かした環境学習の推進

地元の木工品製造事業者及び木工職人等と連携し、地域材を利用したおもちゃや食器等の日用品を開発し、新生児にプレゼントする新生児祝い品事業を検討・実施するとともに、幼児期から森林、木材に触れ合うことができる木育イベントの開催を通じて、幼児教育の機会を提供する。また、次代を担う子どもたちが森林や自然に触れたり親しむことにより、その

仕組みを学び、生きる力を育むとともに、森林保全や木材の利用に積極的に参加していく土台を築くため、児童生徒に対する森林環境学習に取り組む。

④森との共生を市民に伝える教育(共育)活動の推進

森づくりに対する市民や流域の人々の理解を深める教育活動を、森と人が育つ「共育活動」として位置づけ、市民参加の森づくりを推進するための森林体験活動や教育・学習活動を積極的に推進する。

体験活動、教育・学習活動は、森林を知り、森林に近づき、森林の中に入るという初期段階から、森林管理に関する一般的な学習と下草刈りや枝打ち、間伐等の中級者向けの実践段階、そして、森林の多様な公益的機能を生かす健全な森林管理をめざす上級者向けの指導者段階まで、段階的な人材育成の仕組みを充実させる。

こうした体験活動、教育・学習活動を、本市に活動拠点を持つ森林NPOや森林ボランティアと協働で推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

①普及啓発活動の実施

市民及び下流域等の周辺市町村の人々が森林の有する多面的機能について理解と関心を深め、森づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、10月を「森づくり月間」に設定し、森林に関する普及啓発に取り組む。

また、豊川流域全体への普及効果が得られることを期待して、新城北設楽地域の4市町村の連携や東三河広域連合を構成する8市町村の連携による行事の開催等、豊川下流域を巻き込んだ活動の実施も目指す。

市広報・HPにおいても森づくり情報を定期的に掲載し、市民参加の促進や施策への理解を深めていく。

②流域共同の取組の促進

豊川の水源として重要な役割を果たしている地域として、下流域の市民や団体、企業に水源林の健全化活動への参加や協力を積極的に働きかけ、生活圏域や流域が連携した森づくりを促進していく。

③豊川流域での木材利用の促進

豊川流域の自治体等で構成する広域組織において、木材利用の促進について協議し、新たな木材需要の創出を目指す。

④他自治体(都市部)との連携強化

都市部との連携により、関係人口の創出や都市部での地域材の利用の促進等を目指す。地域材の利用の幅を広げるため、都市部での販路開拓に係る営業活動などを実施する。

⑤カーボンオフセット等の活用検討

地球温暖化対策として、森林の二酸化炭素吸収 や炭素固定機能の発揮が求められており、排出権取引、カーボンオフセット、排出量削減に向けた木材利用などの取り組みが 構築されつつあり、地球温暖化の防止に貢献する森林整備や木材利用等を検討する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者や地域を対象とした所有者説明会(地域懇談会)等を開催し、林業の現状や諸問題について意見交換を行い、地域の森林の将来像の共有化を図る。また、集約化施業の説明等を行い、集約化施業の有効性への理解を深める。

手入れされていない森林を減らし、森林の多面的機能を高めるため、所有者の今後の森林管理に対する意向を調査し、今後の森林管理の方針を定めていく。

7 その他必要な事項

(1)保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。

(2)当計画の実効性を確保するため必要に応じて社会情勢の変化等に対応した見直しを可能とするための体制を整備し、検討を行う。

(3)盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく規制区域の森林の土地においては、適正な制度運用を行う。

別表1 公益的機能別施業森林等の所在及び面積等

公益的機能別施業森林等の所在及び面積等

別表 1

区 分	森林の所在		面積 (ha) ()内は施業方法区分面積	施業方法 区分
	地区名	林班番号		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	新城地区	1094	57.05	水源のかん養機能維持増進森林
	鳳来地区	2001・2082・2173・ 2188 ～ 2205 ・ 2209 ・2221・2222・2235～2258・2261・ 2262 ・2263・2264・2310・2335・2337・ 2340 ～ 2343	3,413.96 (2,069.02)	
	作手地区	3002～3029・3031～3056・ 3057 ・ 3058 ・3081	3,276.03 (3,209.01)	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	新城地区	1104	65.92	山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
	鳳来地区	2098・ 2102 ・2223	229.56 (156.46)	
	作手地区	3057 ・ 3058 ・3064・3078・3116・3117	280.36	
	鳳来地区	2101・ 2102 ・2115・ 2188 ～ 2205 ・2206～2208・ 2209 ・2210・2211・ 2262 ・ 2340 ～ 2343 ・2345・2347～2351	2,132.22	保健文化機能維持増進森林
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	新城地区	1023・1024・1066・1068・1077・1081～1083・1089～1090・1093～1100・1104・1107～1109	1,398.70	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	鳳来地区	2007・2009～2024・2028・2032～2046・2050～2056・2059～2061・2063～2073・2075・2078～2081・2083・2086～2090・2094～2100・2104・2106・2127・2136～2137・2143～2144・2149～2156・2159～2164・2167～2173・2175～2178・2180・2183・2192・2194・2197・2199～2200・2209・2214～2217・2222～2224・2226～2238・2242～2243・2245～2254・2260・2263・2265～2272・2274～2282・2284・2287・2292・2299・2314・2331・2334～2337・2343	11,806.14	
	作手地区	3011～3012・3017・3019・3022・3027～3033・3038・3043～3044・3048～3054・3056・3058～3080・3082～3092・3094～3099・3101～3167・3172～3174・3177・3180～3182	7,897.53	

※複数の区分に掲載されている林班(太字)については、制限が大きい方の施業方法が該当します。

別表2 基幹路網の整備計画

(1) 開設（新設）自動車道

単位 延長：km, 面積：ha

区分	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
	総数	39.6	1,888		16路線
	大血沢	2.6	113		
	彦坊	3.5	51	○	
	福津	1.7	18	○	
	滝ノ入	0.5	69	○	
	堀田沢	2.6	129	○	
	浅谷	0.6	13		
	宝金沢	2.0	213	○	
	高土	1.5	102	○	
	高野	0.4	50	○	
	登ヶ城	2.0	60	○	
	田代古戸	2.0	56		
指定林道	上新戸黒淵	10.9	641	○	
指定林道	和田田代	4.2	229	○	
	上小夫田徳後	0.7	20	○	
	ザット沢	2.0	15		
指定林道	杉平田代	2.4	109	○	

(2) 開設（改築）自動車道

単位 延長：km, 面積：ha

区分	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
	総 数	6.6	354		7路線
	今水	0.4	43		
	川田	0.9	68		
	川田支	0.7	49		
	稲木支	0.9	68		
	長久保	1.0	37		
	上平井	1.9	41		
	作角	0.8	48		

(3) 拡張(改良)自動車道

単位 面積: ha

区分	路線名	箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
総数		544	12,230		94路線
	玉の木	5	93		路側整備ほか
	雁峰	45	1,620	○	路側整備ほか
	富永	15	41	○	路側整備ほか
	滝堂	7	116		路側整備
	南川	3	50	○	路側整備ほか
	吉祥支	5	39		路側整備
	滝の入	2	45		路側整備
	山の田	2	99		路側整備
	鳥原	2	51		路側整備
	稲木	7	36		路側整備
	上平井	6	41	○	路側整備ほか
	舟着山3号支	5	122		路側整備
	舟着山	5	254	○	路側整備ほか
	舟着大沢	1	11		法面保全
	柿平	5	70		排水施設ほか
	ノッカド	5	30	○	法面保全ほか
	松沢	5	78		排水施設ほか
	羽布下り沢	5	8		法面保全ほか
	平ノ山ヨシノ沢	5	57		排水施設ほか
	南洞	5	93		法面保全ほか
	本宮	5	163		法面保全ほか
	大栗	5	47		法面保全ほか
	立岩	7	115	○	法面保全ほか
	徳衛	10	230	○	路側整備ほか
	徳衛支	5	88		排水施設ほか
	高松田代	10	71	○	法面保全ほか
	小田代	5	38		法面保全ほか
	赤木沢	5	87		排水施設ほか
	長根	5	39		法面保全ほか
	大峯	15	287	○	法面保全ほか
	浦山	10	100		法面保全ほか
	ハマイバ滝ノ入	5	72		法面保全ほか
	子生堂	5	42		法面保全ほか
	東山勘蔵	5	98		法面保全ほか
	向山	5	42	○	排水施設ほか
	神田道瓦	15	300	○	法面保全ほか
	善夫愛郷	5	103	○	法面保全ほか
	登立	3	34		法面保全ほか
	赤羽根鴨ヶ谷	5	43	○	法面保全ほか
	和田田代	5	229		法面保全ほか
	棚山	3	147		路側整備
	棚山本	5	269	○	法面保全ほか
	山中	10	170		法面保全ほか
	大立齒染ノ入	15	240		排水施設ほか
	源氏向	3	33		排水施設
	井戸入	5	71	○	法面保全ほか
	鉛山	5	128		排水施設
	大島黒沢	5	449		排水施設ほか
	浦梨沢	5	105		排水施設ほか
	橋平	3	108		排水施設

単位 面積：ha

区分	路線名	箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
	引地	3	123		路面工ほか
	大部	1	39		排水施設ほか
	大血沢	3	148		路側整備ほか
	亀湧	10	412		排水施設ほか
	黒淵	5	231		路側整備ほか
	柳立	6	239	○	路面工ほか
	作角	5	48	○	排水施設
	通り久保	3	119		法面保全ほか
	北山	3	51		路側整備
	ハンノ木	3	100		路面工ほか
	大津谷	5	279	○	法面保全
	中島	5	120		排水施設ほか
	合垂石	3	71		排水施設ほか
	長沢	3	25		法面保全
	分垂	3	30		法面保全
	浦沢	3	76		排水施設
	本谷	7	280		排水施設ほか
	下石	2	102		法面保全
	日陰沢	1	31		橋梁補修
	境久保	5	39		法面保全
	東栃沢	4	123	○	路側整備ほか
	大和田	3	60		路面工ほか
	弓張	4	96	○	排水施設ほか
	大陰峰	3	93		法面保全
	鳳地	3	18	○	路側整備
	高畑	5	186		法面保全ほか
	愛郷本	15	475		排水施設ほか
	常道	5	126		路面工ほか
	上島田	5	53	○	路側整備ほか
	向山	5	118	○	法面保全ほか
	山中支	3	62		法面保全
	大沢大田輪	3	47		路面工ほか
	大島夏明	5	35		法面保全
	向久保六田沢	10	38		法面保全
	宝金沢	5	80		法面保全
	六田沢栃木	10	72		法面保全ほか
	ハンノ木桐久保	5	33		路側整備ほか
	与良木田峰	5	107		法面保全ほか
	塩瀬本	10	119	○	路側整備ほか
	松峯	3	53	○	排水施設ほか
	上新戸黒淵	5	641	○	法面保全ほか
	彦坊	5	44	○	法面保全ほか
	赤石	5	36	○	排水施設ほか
林業専用道	落ノ沢鳳地	5	50	○	

(4) 拡張（舗装）自動車道

単位 延長：km, 面積：ha

区分	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
	総数	111.5	6,657		63路線
	中宇利	1.5	42		
	南川支	3.9	107		
	今水	0.5	43		
	滝堂	3.0	116		
	長久保	0.5	37	○	
	上平井	0.4	41		
	舟着山	0.9	254	○	
	松沢	1.0	78		
	平ノ山ヨシノ沢	0.2	57		
	南洞	2.9	93		
	大栗	1.8	47		
	徳衛支	1.4	88		
	小田代	1.0	38		
	赤木沢	1.1	87		
	長根	1.8	39		
	大峯	4.2	287	○	
	ハマイバ滝ノ入	0.2	72		
	東山勘蔵	1.0	98		
	向山	0.8	42		
	神田道瓦	5.4	300	○	
	善夫愛郷	0.1	103		
	登立	0.5	34	○	
	庄ノ沢	1.3	55	○	
	赤羽根鴨ヶ谷	0.5	43	○	
	平沢	0.6	16	○	
	和田田代	5.5	229		
	棚山本	2.2	269	○	
	山中	2.9	170	○	
	大立歯朶ノ入	5.2	240		
	源氏向	0.9	33		
	井戸入	0.6	71		
	鉛山	3.1	128		
	大島黒沢	7.9	449		
	引地	2.0	123		
	大部	0.8	39		
	赤石	1.7	36		
	大血沢	0.4	148		
	亀淵	3.2	412		
	黒淵	1.4	231		
	柳立	2.1	239		
	作角	2.2	48	○	
	通り久保	1.7	119		
	北山	1.2	51		
	中島	1.6	120		
	合垂石	1.2	71		
	長沢	0.8	25		
	東栃沢	1.0	123		
	弓張	2.9	96		
	大陰峰	1.2	93		
	石打沢	0.8	69		

区分	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
	トコロ	0.9	43		
	本久	0.6	45		
	常道	2.0	126		
	寺下	1.0	37		
	大沢大田輪	1.4	47		
	南沢入	2.1	75	○	
	ハンノ木2号	1.7	45		
	向久保六田沢	2.5	38		
	高土	1.9	101		
	ハンノ木桐久保	1.1	33		
	高野	1.6	49		
	塩瀬本	0.3	119	○	
林業専用道	落ノ沢鳳地	3.4	50	○	

対象鳥獣	森林の区域(林班)	区域面積(ha)
ニホンジカ	新城市全域 (1001~1126) (2001~2364) (3001~3183)	40,566.79

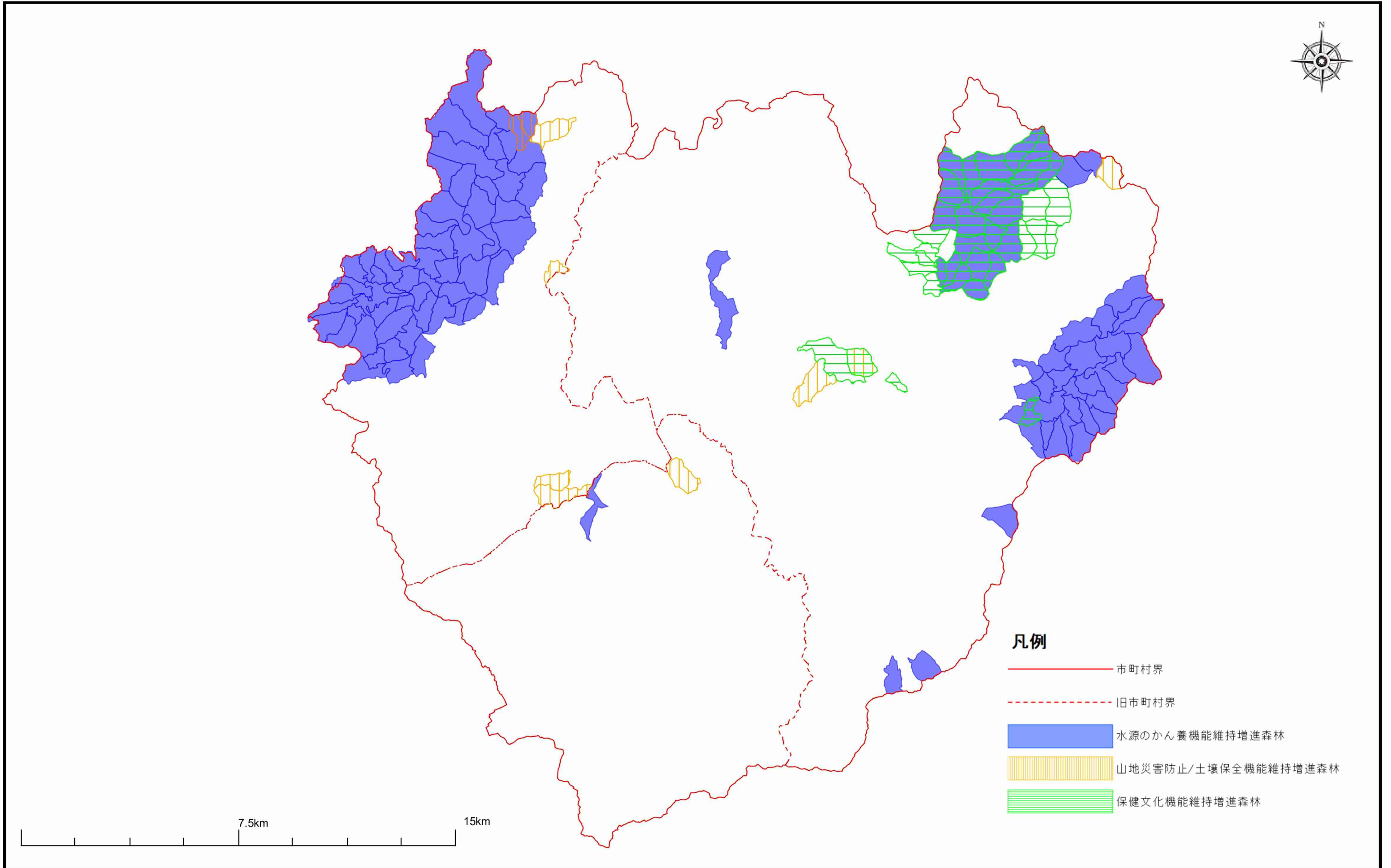
計画区域等

別表4

記号	区域名	林班	区域面積 (ha)
1	庭野・市川・日吉	1001～1006・1023～1033	995.40
2	吉川	1007～1022	954.81
3	黒田・富岡・一畝田 八名井	1034～1037・1046～1065	1,104.09
4	中宇利・小畑	1038～1045	687.84
5	市街地	1073・1074・1087・1114～1120・1122～1126	465.48
6	徳定・片山・豊栄 川田・稲木	1066～1072・1075～1079・1080～1086・1088～1092	1,297.81
7	須長・牛倉	1093～1102・1121	639.99
8	横川・出沢・浅谷	1103～1113・2148	824.13
新城地区計			6,969.55
9	中島・只持	2001～2006・2074～2076	731.91
10	副川(海老・鳳来寺)	2028～2032・2077～2079	662.80
11	海老	2019～2027	854.62
12	連合・四谷	2007～2018	1,031.04
13	愛郷	2033～2053	1,381.69
14	塩瀬・一色	2054～2065	852.26
15	布里	2066・2069～2073 2067～2068(区域番号50番:布里県有林区域の一部を含む)	914.70
16	玖老勢	2080～2093	1,152.05
17	門谷③	2353～2364	477.61
18	門谷①	2094～2106	1,069.16
19	豊岡	2108～2119・2122の一部	762.93
20	長篠・富栄・富保	2120～2133(2122の一部を除く)	1,006.02
21	乗本	2134～2147	750.93
22	大野・睦平	2149～2156・2273～2277	533.35
23	井代・能登勢・名越	2157～2168	557.11
24	名号	2169～2183	815.33
25	池場	2218～2234	881.86
26	川合①	2206～2217	755.07

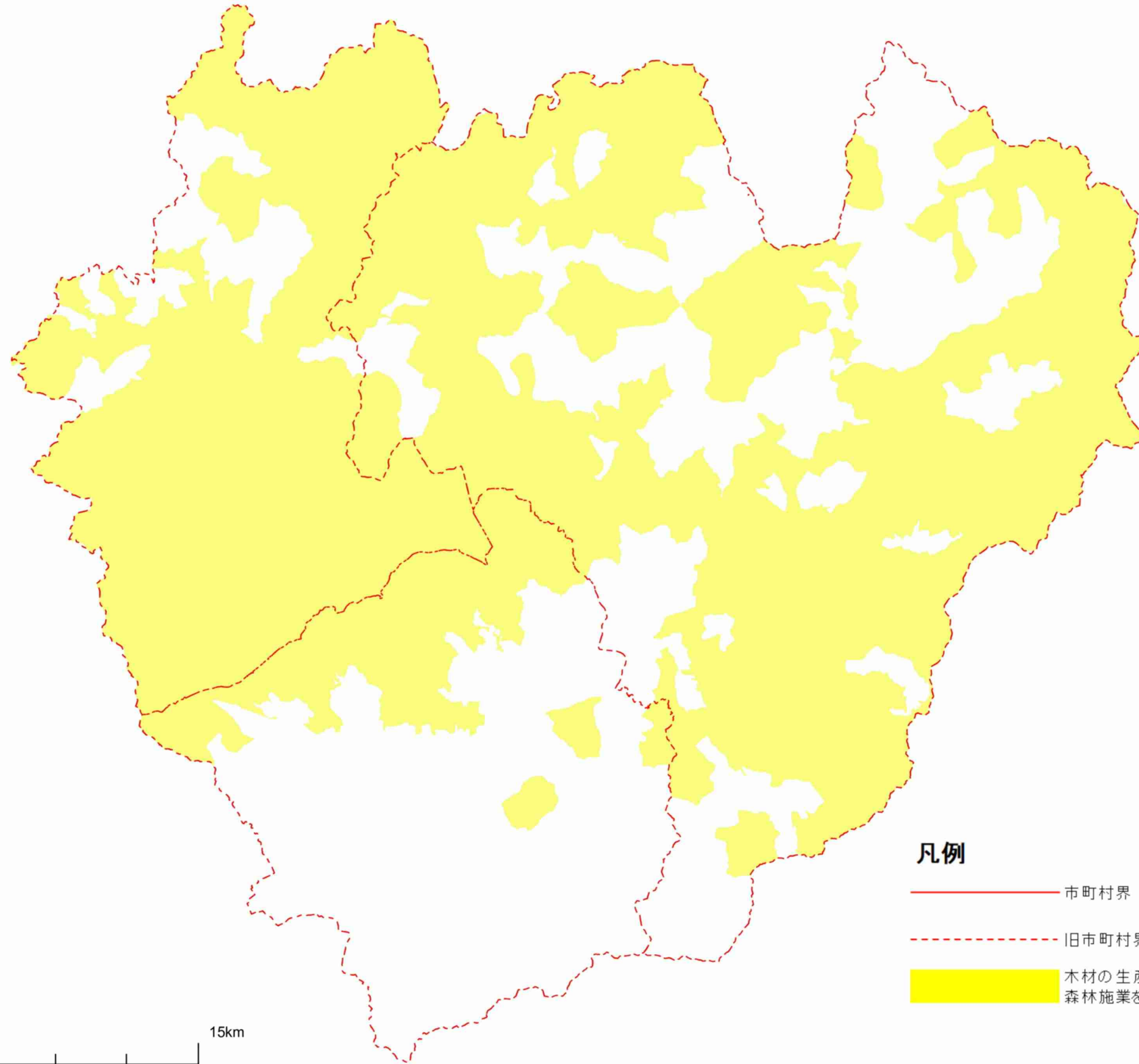
記号	区域名	林班	区域面積 (ha)
27	川合③	2196～2205	628.34
28	川合②	2184～2195	686.59
29	門谷②	2339～2352	541.97
30	七郷一色	2235～2257	1,406.97
31	巢山・細川	2258～2272	738.68
32	下吉田①	2278～2285・2291～2295・2304～2306・2333～2334	1,310.88
33	下吉田②	2286～2290・2296～2303・2335～2336	1,191.40
34	上吉田・竹ノ輪	2307～2320・2337～2338	895.58
35	黄柳野	2321～2332	715.32
鳳来地区計			23,306.17
36	高里・清岳	3001～3010・3176～3183	809.01
37	中河内	3011～3024	554.75
38	田原・黒瀬	3025～3039	630.79
39	善夫	3040～3047	627.41
40	菅沼	3048～3057	948.34
41	守義	3058～3071	958.73
42	木和田	3072～3078	487.31
43	岩波・鴨ヶ谷	3079～3095	808.92
44	大和田	3096～3103	573.28
45	高松	3119～3121・3124～3134	728.90
46	田代・杉平・高松	3110～3118・3122・3123・3135～3140	984.06
47	荒原	3104～3105、3108～3109 3106～3107(区域番号50番:布里県有林区域の一部を含む)	592.78
48	保永	3141～3161	918.77
49	白鳥	3162～3175	668.02
作手地区計			10,291.07
50	布里県有林	2073・2148・3109の一部	95.98
合 計			40,566.79

新城市森林整備計画概要図 (ゾーニング図)



注釈:

新城市木材生産機能維持増進森林



凡例

- 市町村界
- 旧市町村界
- 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

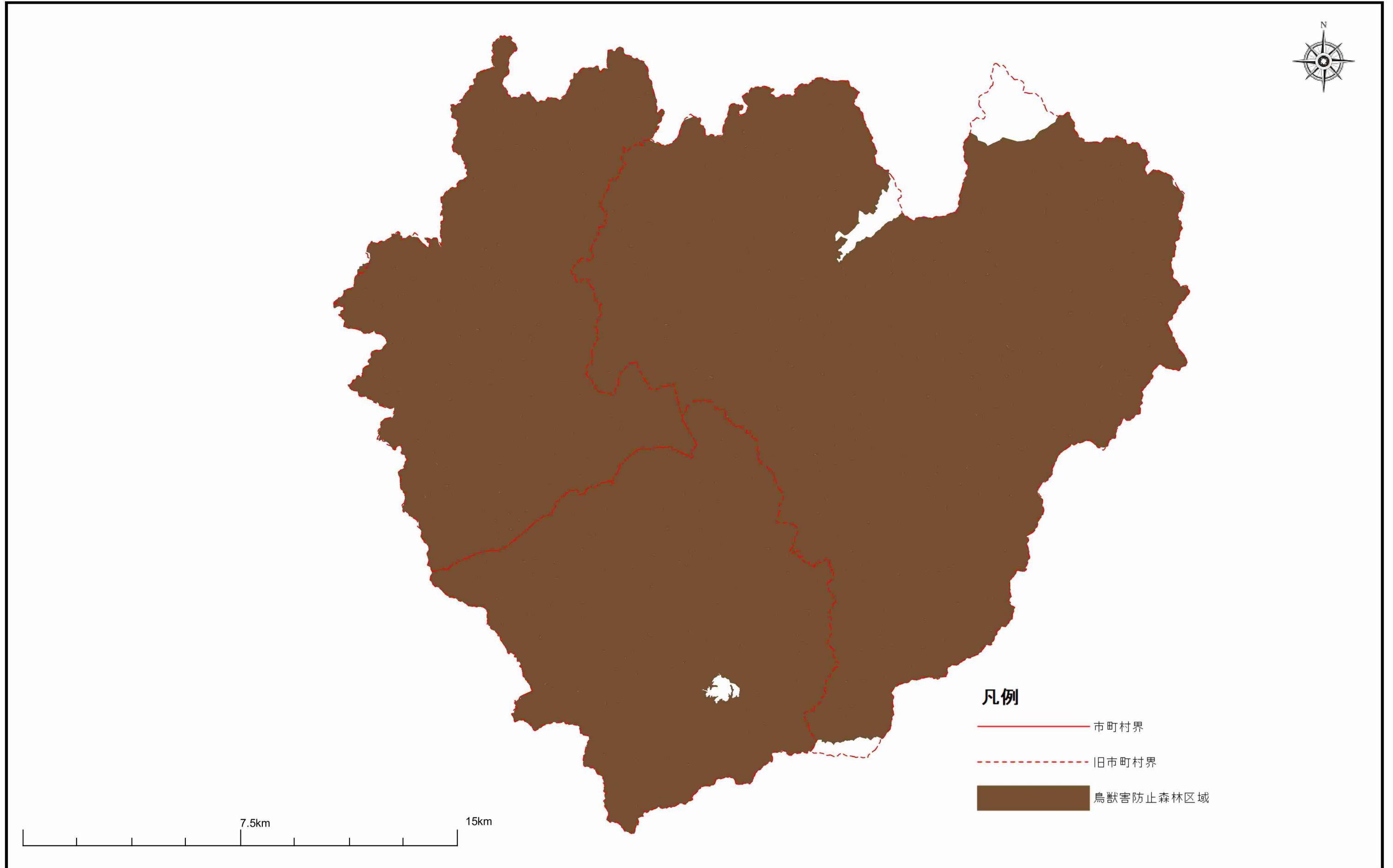
7.5km

15km

1 / 120,000

注釈:

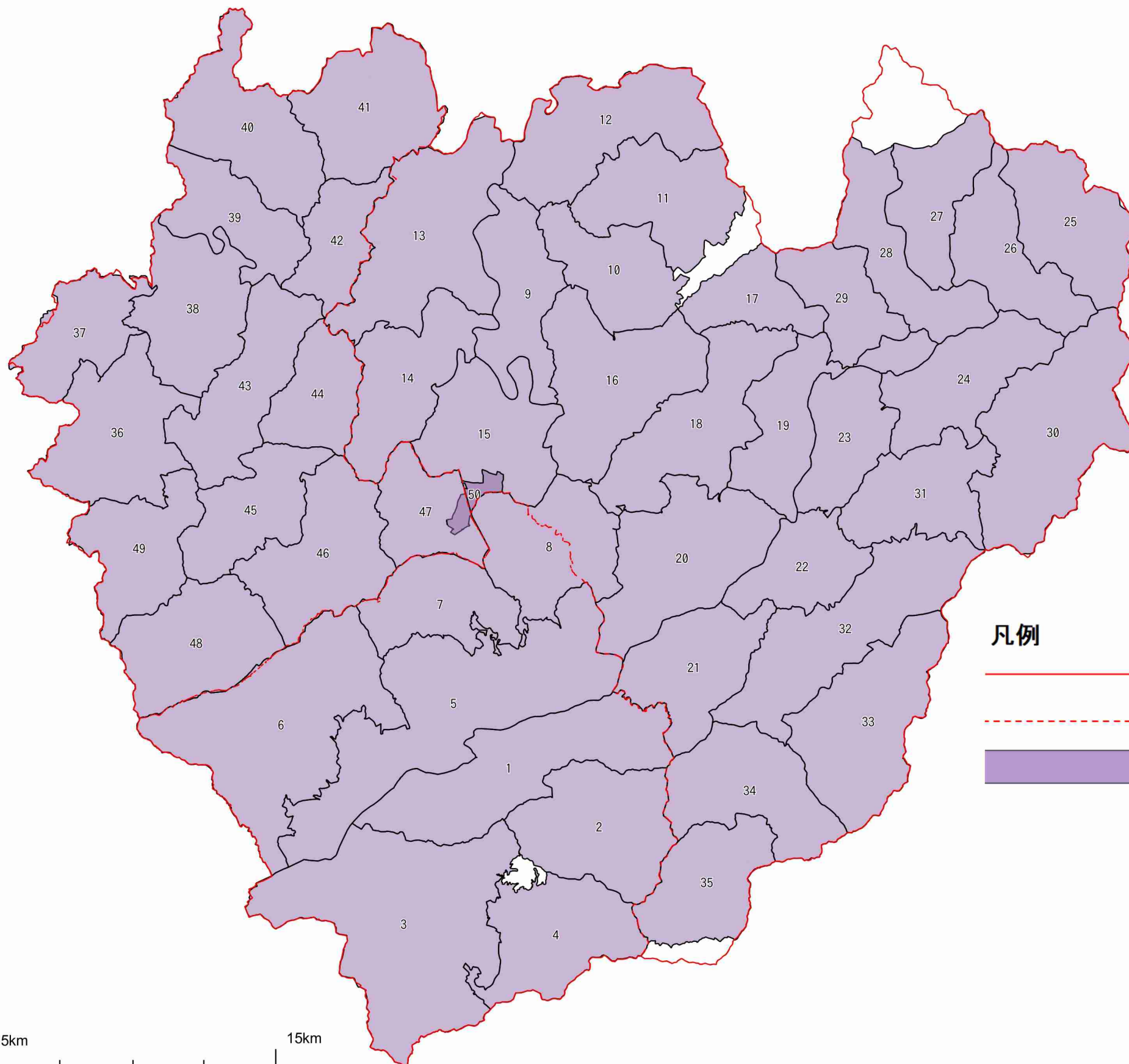
鳥獣害防止森林区域



1 / 120,000

注釈：

新城市森林整備計画「区域図」



凡例

- 市町村界
- 旧市町村界
- 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

7.5km

15km

1 / 120,000

注釈: